

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画更新年度	令和7年度
計画主体	穴栗市

穴栗市鳥獣被害防止計画(更新)

<連絡先>

担 当 部 署 名 穴栗市 産業部 農業振興課

所 在 地 穴栗市山崎町中広瀬133番地6

電 話 番 号 0790-63-3109

FAX 番 号 0790-63-1282

メー ル ア ド レ ス nogyoshinko-kk@city.shiso.lg.jp

目 次

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	3
2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	3
（1）被害の現状	3
（2）被害の傾向	3
（3）被害の軽減目標	4
（4）従来講じてきた被害防止対策	4～5
（5）今後、被害防止対策を図る上での課題	6
（6）今後の取組方針	6
3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	7
（1）対象鳥獣の捕獲体制	7
（2）その他捕獲に関する取組	7
（3）対象鳥獣の捕獲計画	7
（4）許可権限委譲事項	8
4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	8
（1）侵入防止柵の整備計画	8
（2）その他被害防止に関する取組	8
5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	9
（1）関係機関等の役割	9
（2）緊急時の連絡体制	10
6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	10
7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	11
8 被害防止施策の実施体制に関する事項	11
（1）被害防止対策協議会に関する事項	11
（2）関係機関に関する事項	11
（3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項	12
（4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項	12
9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	12

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンシカ（以下「シカ」という）、イノシシ、ツキノワグマ、アナグマ、ニホンザル（以下「サル」という）、カワウ
計画期間	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度
対象地域	穴栗市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状 過去3か年の平均（令和3年～令和5年）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害面積(ha)	被害金額(千円)	備考
シカ	水稲	0.55	688	
	豆類	0.54	476	
イノシシ	水稲	5.48	6,742	
	豆類	0.31	487	
ツキノワグマ	—	—	—	
アナグマ	—	—	—	
サル	—	—	—	
カワウ	実被害あり			
合 計		6.88	8,393	

※ツキノワグマ、アナグマ、サルによる被害については、自家消費用の作物のため被害数値の記載はしない。

（２）被害の傾向

①シカ

シカによる被害は市内全域にわたり、農業被害においては春先から晩秋にかけて発生しており、主に田植え・稲刈り時期の水稲への被害が集中している。黒大豆等への食害が多くなっており、林業被害では、植林した幼齢木の食害、壮齢木の皮剥ぎ被害が発生している。また、森林下層植生の衰退による森林の公益的機能、生態系への影響が懸念される。

②イノシシ

農業被害においては、9～11月の稲刈り時期における水稲の被害区域は市内全域に広がっていて被害額が多い傾向がある。黒大豆等についても被害が出ている。また、人の生活圏への出没もあり、生活環境被害が懸念される。

③ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害は、出没に対する周辺住民の不安といった精神的被害が主となっており、市内全域にて繁殖期を迎える5月頃から冬眠期に入る12月頃まで出没している。特に冬眠に備え食欲の増す飽食期（10月頃）がピークとなっている。

出没の傾向としては、ドングリなどの堅果類が凶作の年には柿や栗、リンゴに誘引され人里へ出没している。ドングリなどの堅果類は隔年で凶作・豊作となっているので、出没も隔年で大量に発生している。

④アナグマ

春先から夏にかけて農作物の被害報告は全市的にあり、個体数の増加が懸念されている。

⑤サル

出没する地域は市内全域で、特に千種町と山崎町の一部においては頻繁に出没し住民の精神的被害が懸念されている。農業被害においては6～9月には夏野菜、秋には果樹への被害が発生している。

⑥カワウ

揖保川水域で確認されており、飛来数が拡大している。今後、個体数の増加により水産業被害が発生することが考えられる。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（過去3か年の平均）			目標値（令和9年度）			備考
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	
シカ	水稻	0.55	688		0.44	550	目標 20%減
	豆類	0.54	476		0.43	381	
イノシシ	水稻	5.48	6,742		4.38	5,394	
	豆類	0.31	487		0.25	390	
ツキノワグマ	—	—	—	—	—	—	
アナグマ	—	—	—	—	—	—	
サル	—	—	—	—	—	—	
カワウ	—	—	—	—	—	—	
合 計		6.88	8,393		5.50	6,714	

※ツキノワグマ、アナグマ、サルによる被害については、自家消費用の作物のため被害数値の記載はしない。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

①捕獲等に関する取組

捕獲体制の整備及び捕獲班の編制状況は、従来から（一社）兵庫県猟友会宍粟支部と連携し、15班170名で捕獲体制を構築している（令和6年度現在）。

シカとイノシシの有害捕獲については被害地区代表者より被害報告及び捕獲要望がある際、捕獲班と調整し実施している。特にシカの捕獲については、4月から11月中旬の期間を重点に個体数調整に努めている。

ツキノワグマについては、兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき被害防止と合わせて地域個体群の保全を図りながら出没状況に応じて迅速に対応している。

また、県民緑税を財源とした野生動物共生林整備において、ツキノワグマが山から降りてこなくても食物を得ることができるように果実を持つ種シバグリ、コナラ等の植栽を進めている。

アナグマについては被害報告及び捕獲要望があった際、捕獲班と調整し有害捕獲を実施している。

サルについては追い払い及び被害対策を基本とし、加害個体に関しては捕獲班と調整し有害捕獲を実施する。

カワウについては捕獲要望がある際には、釣り針での有害捕獲を実施している。

県が三木市吉川町で整備した「兵庫県立総合射撃場」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。

【捕獲実績】

（頭）

鳥獣の種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
シカ	有害	1,135	928	882	2,945
	狩猟	2,935	2,097	1,733	6,765
合 計		4,070	3,025	2,615	9,710
イノシシ	有害	288	261	162	711
	狩猟	244	162	141	547
合 計		532	423	303	1,258
ツキノワグマ	有害	1	2	0	3
合 計		1	2	0	3
アナグマ	有害	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—
サル	有害	4	4	0	8
合 計		4	4	0	8
カワウ	有害	1	0	2	3
合 計		1	0	2	3

※狩猟期のイノシシは、兵庫県調べ

【市所有捕獲檻の基数】

(基)

品 目	規格	本庁	一宮 市民局	波賀 市民局	千種 市民局	合 計
大型捕獲檻	H1m×W1m×L2m	8	8	11	6	33
小型捕獲檻	W400×H380×D800	28	5	1	0	34
自動ゲート	AIゲートシステム	1	1	-	1	3
ドラム缶檻	φ600×L1800	5	4	2	2	13
大型囲いわな (サル用)	W3m×L7m	-	-	-	3	3

②防護柵の設置に関する取組

- ・ 農作物被害防止のため、市事業「鳥獣被害防護柵設置補助事業」として金網柵・電気柵の資材費に対する補助事業を実施している。
- また、国事業「鳥獣被害防止総合対策事業」による金網柵の資材、設置に要する経費に対して補助事業を施している。
- ・ 柵の設置及び維持管理は、取り組み集落において行っている。

【防護柵設置状況】

(m)

対象鳥獣	補助	柵の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計	備 考
シカ イノシシ	市	金網柵	217	312	0	529	
		ワイヤーメッシュ	1,207	1,066	692	2,965	
		電気柵	5,611	10,125	800	16,536	
		その他	500	0	0	500	
	小 計		7,535	11,503	1,492	20,530	
	国・県	金網柵	0	0	0	0	
		ワイヤーメッシュ	0	0	0	0	
	小 計		0	0	0	0	
	合 計		7,535	11,503	1,492	20,530	

※新設のみ計上

③追払い活動に関する取組

- ・ ツキノワグマの追払いについては、出没状況に合わせて市職員と関係機関が連携し随時轟音玉、爆竹等による追払いやパトロールを行い、住民の安全確保を図っている。

④放任果樹等の除去に関する取組

- ・ 放任果樹や生ゴミの放置については、**野生動物**の誘引物となるため出没時には広報等により放任果樹等の除去を呼びかけている。

⑤知識の普及に関する取組

- ・ 鳥獣被害対策についてのセミナー等を開催し、被害対策手法等の普及を図っている。

(5) 今後、被害防止対策を図る上での課題

①捕獲等について

・鳥獣の捕獲については、猟友会捕獲班の協力により実績を上げているが、近年若者の狩猟に対する関心が低く、狩猟免許（銃器）所持者の後継者がほとんど育たず、人員の減少及び高齢化が進んでいる。

・現在銃器による捕獲を主体とし、田畑付近では箱わなによる捕獲を実施しているが、銃器が使用できない区域かつ箱わなの設置も困難な場所での出没に対する捕獲体制が確立されていない。

②防護柵の設置について

・農地への侵入防護として、金網柵・電気柵といった様々な柵の設置が実施され被害減少などの一定の成果を上げているが、柵設置の未実施の集落への被害集中化が懸念されるところである。

また、一度柵の内部（農地側）へ侵入し外部（森林側）へ戻れなくなったシカについて捕獲方法などの対応が課題となっている。

③追払い活動について

・ツキノワグマの追払いについては、出没に応じて実施しているが、追払い実務者の安全確保はもとより周辺の一般住民の安全確保が重要であるため、追払いの方向等の調整が課題となっている。

④放任果樹の除去について

・放任果樹については、ツキノワグマの誘引物のひとつとなるため広報等により除去を呼びかけているが、高齢者のみの家や不在地主などにより徹底がされていない。

⑤知識の普及について

・セミナー等により知識の普及を行っているが、未だ多くの住民については野生動物による被害対策への関心が低い状況にある。

⑥鳥獣被害防止森林区域

・穴栗市森林整備計画において鳥獣被害防止森林区域を設定した。シカによる食害、剥皮被害を防止するため、わな及び銃器による捕獲を実施する。

(6) 今後の取組方針

科学的データ、地域の実情に基づき、被害防止を推進するため、専門家や住民の意見等を参考としながら、生息状況・被害状況・防止対策の実情を的確に把握し、地域住民の安全・安心と野生動物との棲み分けによる共生を基本とし、被害防止対策を講じる。

県民緑税を活用した「災害に強い森づくり事業（野生動物共生林整備）」において、緩衝帯（バッファゾーン）の設置、既存の金網柵と一体となった事業の効果を図る。

捕獲については、現在の捕獲体制を基礎に有資格者による銃器・わなでの鳥獣捕獲を実施する。あわせて金網柵・電気柵等による防護と防護技術の向上、放任果樹の除去などによる集落内や森林の環境整備を実施することで総合的に被害防止対策に努める。さらには地域住民の理解と協力を得つつ、関係機関との連携を図ることによって地域の実状と鳥獣の動向に応じた対応を目指す。

① シカ

兵庫県第3期二ホンシカ管理計画を参考に、捕獲班による個体数の調整と防護柵による侵入防止を図る。あわせて森林整備計画に基づく防護並びに捕獲に努める。

また、防護柵の維持管理等地域ぐるみの対策を推進し、獣害に強い地域づくりを目指す。

② イノシシ

兵庫県第3期イノシシ管理計画との整合性に留意しながら、捕獲班による加害個体の効率的な捕獲と防護柵による侵入防止を図る。加えて、防護柵の維持管理等地域ぐるみの対策を推進し、獣害に強い地域づくりを目指す。

また、県内において豚熱が確認されており、感染拡大等がされるため、捕獲活動時に捕獲者に対して靴底消毒や車両消毒等の防疫措置の推進を図っていく。

③ ツキノワグマ

人里での出没による生活被害、精神的被害については、現地における情報収集を行い、誘引物の排除や防護を行うことで、被害の防止を図ると同時に、迅速な情報伝達に基づいた注意喚起や出没対応を行い、未然に事故を防止する。

また、兵庫県森林動物研究センター等と連携して轟音玉等を利用した追い払いなども行う。

出没対応については、兵庫県ツキノワグマ管理計画との整合性に留意しながら、被害防止に努めるとともに地域個体群の保全を図る。

④ アナグマ

捕獲許可権限を県から市へ委譲し、有害捕獲を実施し、被害防止に努める。

⑤ サル

追い払いやサル用電気柵の設置等をはじめとする防除及び有害捕獲により、獣害に強い地域づくりを目指す。

⑥ カワウ

追い払いをはじめとする防除及び有害捕獲により、獣害に強い地域づくりを目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の体制（猟友会の協力：農会長等の要望を受けて猟友会へ依頼し各班が捕獲を実施する。）により捕獲を継続する。また、捕獲活動への補助についても体系の見直しを行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 から 令和9年度	シカ イノシシ ツキノワグマ アナグマ サル カワウ	・猟友会との連携を強化しスムーズな捕獲体制を構築する。 ・猟友会、自治会、農会等より捕獲機の要望が多いため捕獲機の購入（増設）を支援する。 ・狩猟免許取得に対する助成等、狩猟者の確保・育成の支援体系を構築する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
兵庫県鳥獣保護管理事業計画や兵庫県特定鳥獣管理計画（シカ・イノシシ・ツキノワグマ・サル）を踏まえて適正な捕獲を実施する。					
①シカ 兵庫県第3期二ホンシカ管理計画（R6）において本州部での捕獲目標は46,000頭／年であり、宍粟市の有害捕獲での目標頭数は2,757頭／年（＝宍粟市捕獲目標4,490頭－R5狩猟期捕獲頭数1733頭）となる。しかし、広大な森林面積を抱える本市にとって現実的に達成が難しいため過去3か年（R4～R6）の平均982頭の30％増を目指して約1,300頭とする。また、狩猟期については過去3か年（R3～R5）の平均約2,200頭と合計して3,500頭を目標とする。					
②イノシシ 兵庫県第3期イノシシ管理計画では、引き続き強い捕獲圧が維持されているため本州部では目撃効率はゆるやかな減少傾向となっている。しかし市内の農業被害は依然として発生しており、被害軽減には被害発生地において加害個体を確実に捕獲することが重要と考えられる。このため、捕獲頭数設定には個体数減少、生息密度の低減を目指し捕獲を増やすものではなく、効率的な捕獲を実施することで被害軽減を目指す。有害捕獲での目標頭数は過去3か年（R4～R6）の平均約240頭とする。また、狩猟期について過去3か年（R4～R6）の平均約180頭と合わせて合計420頭を目標頭数とする。					
③ツキノワグマ 近年、隔年で大量出没しており、放任果樹の除去や防護柵等により防護の徹底を図った上で、出没状況等を考慮して兵庫県ツキノワグマ管理計画の基準に基づき必要最低限の捕獲を実施する。					
④アナグマ アナグマによる農作物への被害報告が全市的にあることから可能な限り有害捕獲を実施する。					
⑤サル 追い払いを基本とし、必要に応じて 兵庫県（光都農林振興事務所等） と協議のうえ有害捕獲を実施する。					
⑥カワウ 必要に応じて被害拡大を抑制する適正な捕獲を行う。					
対象鳥獣		捕獲計画年度			備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	
シカ	有害	1,300	1,300	1,300	
	猟期	2,200	2,200	2,200	
	合計	3,500	3,500	3,500	
イノシシ	有害	240	240	240	
	猟期	180	180	180	
	合計	420	420	420	
ツキノワグマ		必要最小数			
アナグマ		可能な限り			
サル		必要最小数			原則オスのみ
カワウ		被害拡大を抑制する適正な捕獲			

捕獲等の取り組み内容
・ 野生鳥獣の捕獲は、猟友会の協力の下、市内全域で実施する。 ・ シカについては、宍粟市緊急捕獲計画に基づき、シカ有害捕獲促進支援事業による捕獲を実施する。また、農作物等被害による被害地区代表からの捕獲要望に応じてわなを用いて捕獲を実施する。 ・ イノシシについては、被害地区代表からの捕獲要望に応じて銃器・わなの捕獲を実施する。 ・ ツキノワグマについては、目撃情報や出没に応じてわなでの有害捕獲を実施する。 ・ アナグマについては、被害情報等があれば随時小動物用捕獲檻により捕獲を実施する。 ・ サルについては、捕獲要望に応じて囲いわなを主体とした捕獲を実施する。 ・ カワウについては、わなを主体とした捕獲を実施する。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宍粟市	アナグマ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			備考
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
シカ イノシシ	市内全域にて 金網柵・電気柵 延長3.0km	市内全域にて 金網柵・電気柵 延長3.0km	市内全域にて 金網柵・電気柵 延長3.0km	

(2) その他被害防止に関する取組

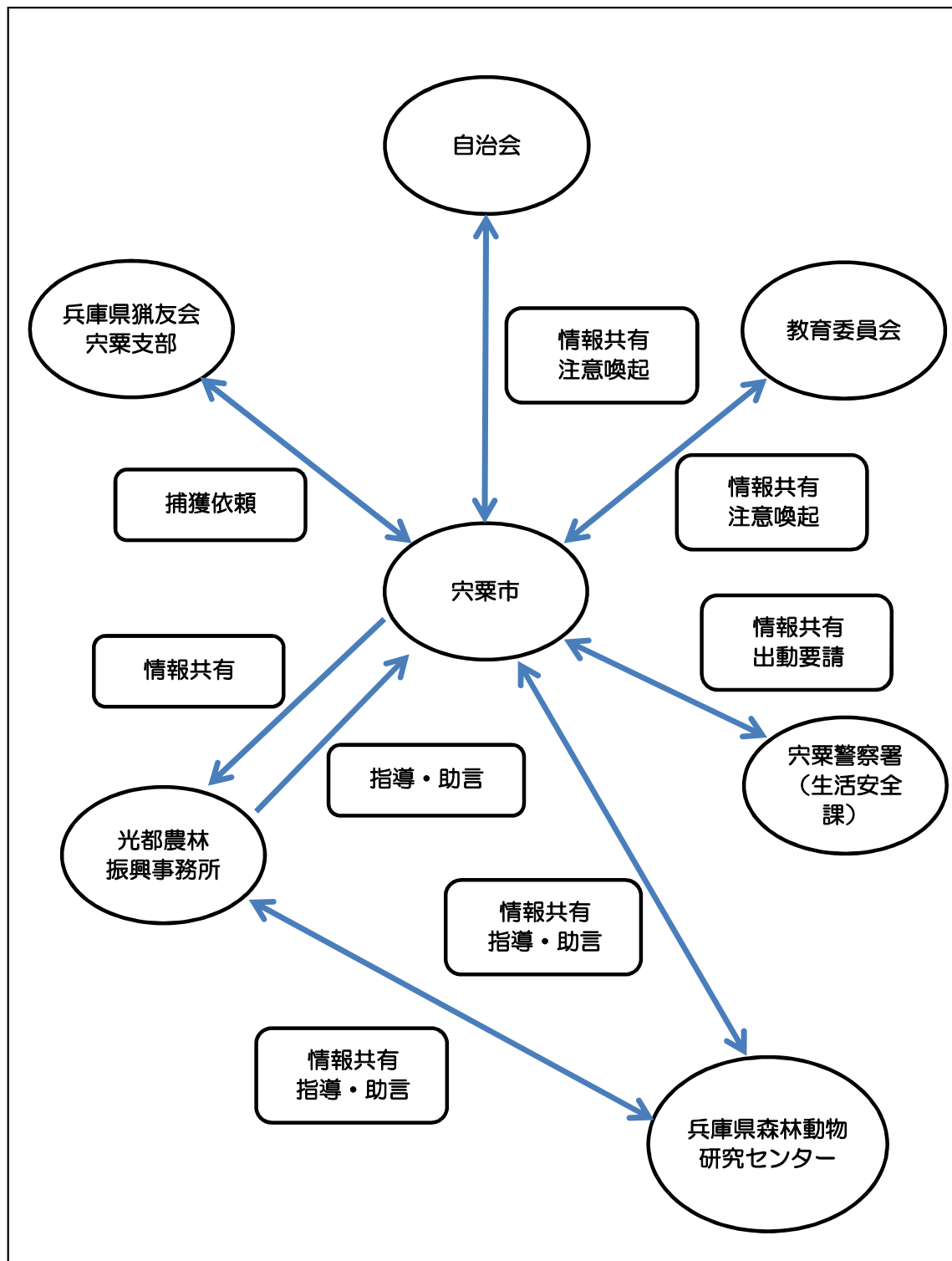
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 から 令和9年度	シカ・イノシシ	・ 被害防止対策知識の普及と啓発 ・ 野生動物共生林整備地の維持活動、整備事業の啓発
	ツキノワグマ	・ 被害防止対策知識の普及と啓発 ・ 放任果樹等の除去、花火・轟音玉等被害防除品の導入による効果的な追払い、学習放獣
	アナグマ	・ 被害防止対策知識の普及と啓発
	サル	・ 被害防止対策知識の普及と啓発
	カワウ	・ 被害防止対策知識の普及と啓発 ・ 被害のある漁業協同組合との連携

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の
対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宍粟市	・ 関係機関への連絡調整 ・ 住民の安全確保と捕獲又は追い払い活動 ・ 市民への注意喚起
宍粟市教育委員会	・ 学校園所との連絡調整
光都農林振興事務所	・ 捕獲又は追い払い活動等の技術支援
兵庫県森林動物研究センター	・ 捕獲・追い払い活動に対する指導・助言 ・ 生態等に関する情報提供
宍粟警察署	・ 住民の安全確保と捕獲又は追い払い活動
兵庫県猟友会宍粟支部	・ 捕獲又は追い払い活動
自治会	・ 目撃情報の提供、通報 ・ 地域住民への周知並びに注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカ、イノシシについては、食肉・加工への積極的な利用を推進する。食肉・加工に活用できないものについては、焼却又は埋設処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市内で、民間事業者によるシカ肉をペット（犬）のおやつに加工する施設が1箇所、またシカ肉を食肉用に加工する施設が2箇所設置されたため、兵庫県と十分連携し、ジビエ等地域資源としての有効利用を推進する。

ツキノワグマについては、兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき殺処分した個体については、兵庫県と協議して適正に処理する。

8. 被害防止対策の実施に関する事項

（1）協議会に関する事項

協議会の名称	宍粟市有害鳥獣対策推進協議会
構成機関の名称	役割
宍粟市	- 被害防止対策の推進 - 後継者の育成
兵庫県猟友会宍粟支部	有害鳥獣の捕獲に関する情報提供及び捕獲の推進
自治会長会	集落ぐるみでの防除推進
農会長会	被害情報の提供、防除推進
兵庫西農業協同組合	被害情報の提供、防除推進
ハリマ農業協同組合	被害情報の提供、防除推進
光都農林振興事務所 （森林動物指導員）	- 被害防止対策に関する指導 - 野生動物共生林整備等の森林整備指導 - 生息地（森林）管理手法の検討・支援
兵庫県森林動物研究センター	- 被害対策に関する指導・助言 - 生態等に関する情報提供

（2）関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
宍粟警察署	住民の安全確保
兵庫森林管理署	国有林に関する情報の提供
光都農林振興事務所 （光都土地改良センター）	被害防止施策に関する指導
龍野農業改良普及センター	防除技術等に関する指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年度より宍粟市職員（市長が指名した職員）、宍粟市猟友会の会員、農業者で鳥獣被害対策実施隊を結成し、小動物の捕獲、クマ・サルの追払い、一斉捕獲活動、被害防止策の普及啓発等、市内の被害対策についての取組を進めている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

防護柵による有害鳥獣被害防止対策については、国・県・市補助事業により広範囲での被害防止を促し集落全体での取組を進めていく

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・環境整備を基本とした対策が重要であり、市役所・兵庫県その他関係機関と地元集落等が連携し、被害防止対策に取り組めるよう推進していく。

県内で野生イノシシの豚熱が拡大していることから、感染拡大を防ぐため「豚熱まん延防止のための野生イノシシ捕獲強化の方針」により捕獲強化の推進と捕獲者に対する靴底や車両への消毒の実施等の注意喚起をしていく。